

平成30年4月から 国民健康保険の 制度が変わります

問 医療年金課 ☎内線1727

現在の国保は、市町村それぞれが保険者となって収入(保険料や国保からの補助金等)と支出(加入者の医療費等)のやりくりをしていますが、平成30年4月からは都道府県が財政運営の責任主体になって市町村とともに国保を運営することとなりました。

新しい国保における茨城県と牛久市の役割

茨城県

- 財政運営の責任主体
- 国保運営方針に基づき、事業の効率化・標準化・広域化を推進
- 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表
- 保険給付費等交付金の市町村への支払い

牛久市

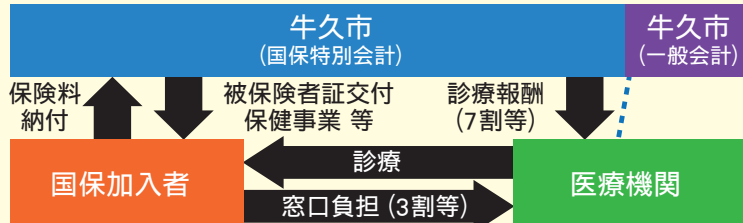
- 国保事業費納付金を都道府県に納付
- 資格を管理(保険証などの発行)
- 都道府県が決めた標準保険料率等を参考に保険料を決定
- 保険料の賦課・徴収
- 保険給付の決定・支給

- 国保が抱えている次の3つの財政的問題を解消するためです。
 - 年齢構成が高く医療費水準が高い
 - 所得水準が低く保険料の負担が重い
 - 財政が不安定で赤字になっている小規模な保険者が多い
- 新しい仕組みでどのような効果があるのか**
- 財政規模が拡大し、国民健康保険財政が安定する
 - 市町村が医療費水準・所得水準に応じた納付金を負担することで、市町村同士の公平な負担により財政が運営される

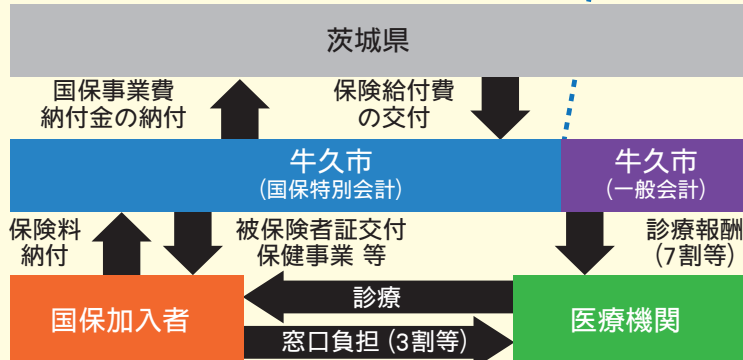
なぜ都道府県が国保の運営に加わるのか

新制度の仕組み (牛久市の場合)

●平成29年度まで



●平成30年度以降



牛久市国保会計への
一般会計からの補てん
(法定外繰入)

国保の財政は、一般会計とは別に、国保特別会計という方式で運営されています。特別会計では、低所得者への保険料軽減措置に対する補てん目的などで一般会計からの繰入が認められているもの(法定外繰入)

定繰入)を除き、保険料等の特定の収入により独立して採算を取ることが原則とされていますが、それでもなお不足が生じる場合には、一般会計からの援助を受けざるを得ない状況となっています。牛久市においても、一般会計からの法定外の繰入を行うことにより財源不足を賄っている状況です。

仕組みは変わりますが、届け出や保険料の納付方法などはこれまでどおりです！

詳しくは左ページのQ&Aをご覧ください

平成30年4月以降の新しい国保制度に関するQ&A

Q 茨城県も保険者になるみたいだけど、特別な手続きが必要になったり、窓口が変わったりしませんか？

A 特別な手続きは必要ありません。また、異動の届出や給付の申請についても、従来どおり牛久市役所の医療年金課が窓口となります。

Q 保険証は変わるの？

A 現在、保険証の有効期間は4月から翌年3月まで、70歳以上の高齢受給者証は8月から翌年7月までとなっていますが、平成30年4月以降は、保険証・高齢受給者証ともに8月から翌年7月までに有効期間が統一されます。また、これまで別々になっていた保険証と高齢受給者証が1枚に一体化されます。

Q 受けられる医療が制限されることになりませんか？

A 今までどおりの医療が受けられます。



Q 医療費の負担が増えたりしない？

A 窓口での負担割合に、変わりはありません。

※過去1年以内に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に、現行では同一市町村内に限り4回目以降の負担限度額が下がることになっていますが、新制度では、同じ世帯による県内での引越しであれば、支給回数を県内で通算できることとなりますので、現在よりも負担が軽減される場合もあります。

Q 後期高齢者医療制度のように国保税の税率が県内で統一されるのでは？

A 税率や納期については、従来どおり牛久市独自に定めることができます。

Q 国保税が値上げになるのが心配なのですが？

A 新制度では、来年1月中に茨城県が、各市町村が納めるべき事業費納付金額を決定し、さらに納付金の支払いに充てるために必要な保険料額(「必要保険料額」といいます。)が示されることになっています。各市町村はこれらを参考にしながら国保税率を決定することになりますが、牛久市でも今後示される必要保険料額と現行の国保税収入とのあいだに大きな開きが生じる場合には、一般会計からの補てんを踏まえた上での税率見直しの検討も必要となってきます。

牛久市における国保税収入と一般会計からの補てん額の推移

年度	国保税収入額 (現年度分)	一般会計からの 補てん額
平成25年度	1,879,220,778	241,278,498
平成26年度	1,866,647,956	246,394,881
平成27年度	1,795,647,663	308,016,521
平成28年度	1,755,784,120	102,802,000

単位：円

牛久市国保税率の推移

年度	医療給付費分				介護納付金分		後期高齢者支援金分			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
14年度										
15年度	6.90	35.00	15,000	17,000	0.80	8,500				
16年度										
17年度										
18年度	7.20	32.00	19,000	22,000						
19年度					0.87	12,000				
20年度以降	5.70	22.00	14,000	17,000			1.50	10.00	5,000	5,000

※平成20年度に後期高齢者支援金分課税が追加となりましたが、総合して平成17年度以降は、税率の見直しは行っていません。

平成30年度からの国民健康保険制度見直しにご理解、ご協力をお願いします。

